太陽光発電施設に関する景観形成及び設置基準

平成27年4月1日:制定令和4年12月1日:一部改正

まちづくり推進課

●形態意匠

- ・太陽電池モジュール (パネル) は、黒色等低明度もしくは低彩度の目立た ないものとし、反射等十分考慮したうえで周囲の景観と調和を図ること。
- ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものと し、周囲の景観との調和を図ること。
- ・パワーコンディショナーや分電盤などの付帯設備についても周囲の景観と 調和するものを使用すること。
- ・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。
- ・太陽光発電施設を囲うためのフェンスについては、周囲の景観と調和する 色彩のものを使用すること。

●設置場所

- ・周辺の景観へ影響のあるものについては、敷地境界からできるだけ後退し、 植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。
- ・土地の造成等が伴うものは、周辺との土量バランスが取れるよう計画し、 必要に応じ土留め壁等を設けること。また、雨水については周辺に流れ落 ちないよう計画し、必要に応じて側溝及び集水桝等を設けること。

●地域住民への説明

・山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(令和三年 七月十三日山梨県条例第二十七号)を遵守し、届出前に地域住民に十分な 情報提供及び説明を行うこと。

〈参考〉

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(令和三年七月十三日山梨県 条例第二十七号)(抄)

(事業者の責務)

第四条 (略)

- 2 (略)
- 3 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、及び地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならない。

●その他

・他法令等による指導、指示がある場合は、その指導、指示に従うこと。